

かりじ 獵路の池は、榛原

前回の歌に続く万葉歌をご紹介します。しよう。

ひさかたの 天(あま) ゆく月を 網に刺し わご大王(おおきみ) は 蓋(きぬがさ) にせり

大王(おおきみ)は 神にしませば 真木(まき)の立つ 荒山中(あらいやまなか)に 海を成(な)すかも

これらの歌も天武天皇の第四皇子の長皇子が獵路の池に遊獵(狩獵)に出かけた時に柿本人麻呂が詠んだ歌で、二四〇の歌は「わが大王(長皇子)は、神でいらつしやるから、大空を行く月を網にとどめ取り、わが大王は、それを蓋にしておいでである。」と解釈されています。

二四一の歌は「わが大王(長皇子)は、神でいらつしやるから、真木(杉や松)の立っている人気(ひとけ)のない荒々しい山の中でも海(獵路の池)をお造りになることよ。」などと解釈されています(『日本古典文学大系』四)。

ここでは、月を蓋(皇族などに後ろからさしかける長柄のかさ)に、獵路の池を海に見立てて、長皇子の偉大さを称えています。

「獵路の池」の場所については、古くから諸説がありますが、歌に「荒山中に海を成すかも」とあるように山深いところではあるものの、ある程度の広い池であつたと思われまふ。今まで多くの文献では、地名から桜井市鹿路(ろくろ)説がいわれていましたが、ここは狭い谷地形であることから、歌にあるような大きな池があつたようには思えません。

榛原には、浦のつく小字名や水に関係した小字名が幾つもあります。これらの小字名と地形との関係を検討すると、萩原を中心に長峰・福地・篠楽・五津・上井足・下井足にかけておおきな池(湿地)が想定できます。これこそが「獵路の池」榛原説なのです(鳴上善治一九八四『榛原の万葉歌』)。



獵路の池の位置 (『榛原の万葉歌』)

文・柳澤一宏(文化財課)



「憲法」のいど、知ってる?

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行、今年で70年になります。憲法というとな、難しい話と思われまふが、実は私たちが暮らしに深く関わっています。

憲法には、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大原則と「納税の義務」「勤労の義務」「教育を受けさせる義務」という国民の三大義務がうたわれています。

中でも、基本的人権の尊重は、一番憲法を身近に感じる部分で、人が生まれながらに持っている自由で平等に生きる権利などを大切にしようという原則です。

人は誰の持ち物でもなく奴隷のように無理に働かせたり、閉じ込めることはできません。自由にお金を稼ぎ、財産が守られ、どの宗教を信じることも、信じていないことも、また心の中で自由に考えたり、自分の考えをみんなの前で言うことができます。

人は誰もが、幸せな生活を送りたいと願ひ、男とか女だからといった、生まれた国や場所などによって、特別に不利な扱いをしてはいけなひし、そのように扱われることも許されまふせん。

教育を受け、健康で文化的な生活を営み、働く人が、給料や働く条件を職場と話し合うことができます。

他にも、国や自分たちが住む地域で、これらの原則が守られるよう話し合う代表を自分たちで選んだり、選ばれたりすることが出来ます。これは、一定の年齢になると、誰もが出来ます。

一部を紹介しただけですが、憲法にはこんな素晴らしいことが書いてあります。これらは非常に大切なことですが、何をしてもいいわけではなく、大勢の人に迷惑をかけたり、人の幸せを邪魔する場合は制限されます。

昨年は、障害者差別解消法や部落差別解消推進法が施行されましたが、社会にはまだ、憲法にうたわれている理想が実現できていない部分もあります。

憲法の理想に少しでも近づけるよう、私たちがふだんの努力を続けることで、みんなが安心して住みよい社会を築いていけるのではないのでしょうか。



5月3日は憲法記念日